

図 書 室 利 用 規 程

第 1 章 総則

- 第 1 条 本校図書室は深川西高等学校図書室と称す。
- 第 2 条 本校図書室は知的資源の管理、提供を行い、教育課程展開への寄与を目的とする。
- 第 3 条 室内利用は原則として、本校職員、本校生徒に限る。
- 第 4 条 図書室の管理・運営は担当教諭と図書局員があたる。
- 第 5 条 室内は自由接架式を採用し、入室者は利用者心得を厳守する。
- 第 6 条 受け入れ図書は「日本十進分類法（N. D. C）」によって分類し、所蔵する。

第 2 章 利用者心得

- 第 7 条 室内においては諸規程、及び局員の指示に従う。
- 第 8 条 室内は整理整頓を保つ。
- 第 9 条 喧騒・騒擾など他者に迷惑をかける行為をしない。
- 第 10 条 室内での飲食は禁止する。但し、局員は司書室内でのみ許可される。
- 第 11 条 司書室は局員以外、立ち入りできない。
- 第 12 条 図書の配列を乱したり、備品を勝手に移動してはならない。
- 第 13 条 図書は丁寧に取り扱い、印を付けたり切り抜いたり、ページを折ったりしてはならない。

第 3 章 利用日時

- 第 14 条 利用時間は平日の 12 時 50 分から 13 時 20 分、15 時 30 分から 16 時 50 分とする。
- 第 15 条 閉室日は随時、担当教諭、及び図書局長がこれを定める。

第 4 章 貸出・返却

- 第 16 条 室内では自由に図書を閲覧できる。
- 第 17 条 所定の手続きを経た後に貸出することができる。
- 第 18 条 図書の貸出は原則として 1 人 3 冊までとする。
- 第 19 条 図書の貸出期間は原則として 8 日以内とする。
- 第 20 条 貸出者は室内から無断で本を持ち出したり、貸出期間を超過しては

ならない。

第 21 条 帯禁出図書及び新刊雑誌は原則として貸出しない。

第 22 条 貸出図書の転貸は認めない。

第 23 条 返却は所定の手続きを経ること。

第 24 条 図書を紛失・破損した場合は直ちに届け出、この場合、時価をもって弁償を
求める事がある。

付 則 この規程は平成 18 年 3 月 16 日一部改正する。